

令和 7 年度家畜人工授精講習会（牛）開催要領

1 目的

家畜の改良増殖を促進するため、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）（以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会（以下「講習会」という。）を開催し、家畜人工授精師を養成することを目的とする。

2 対象家畜

牛

3 開催期日

令和 7 年 9 月 16 日（火）から 10 月 15 日（水）

ただし、土、日、祝日を除く。

4 講習科目・日程

別添日程表のとおり

5 開催場所

茨城県畜産センター（石岡市根小屋 1234）

茨城県畜産センター肉用牛研究所（常陸大宮市東野 3700）

6 受講者の資格

法第 17 条の規定に該当しない者。

県内在住者又は県内在勤者で、畜産関係の業務に従事している者（従事予定者含む）。

7 受講定員

20 名程度

8 受講手続き及び注意事項

（1）選考申込書の提出

講習会の受講希望者は、家畜人工授精講習会選考申込書（様式 1 号。以下「選考申込書」という。）を令和 7 年 8 月 1 日（金）（必着）までに茨城県農林水産部畜産課に提出する。

<提出先>

茨城県農林水産部畜産課

〒310-8555 水戸市笠原町 9 7 8 番 6

電話 029-301-3993

(2) 受講者の決定

県は、選考申込書受付け後、受講者を決定し、通知する。

なお、受講希望者が定員を超える場合は、必要に応じ受講者選考会議を開催し、別紙受講者選考基準により受講者を決定する。

(3) 受講願書等の提出

受講決定者は、家畜人工授精講習手数料として、30,000 円相当の茨城県収入証紙を貼付した家畜人工授精講習会受講願書（様式 2 号）及び写真を添付した履歴書、実習の受講に関する同意書を令和 7 年 8 月 22 日（金）（必着）までに茨城県農林水産部畜産課に提出する。

また、家畜改良増殖法施行規則第 24 条の 2 の規定に基づく受講及び修業試験の免除等を受けようとする者は、免除を受けようとする科目を修めたことを証する書面も併せて提出するものとする。

(4) 講習会テキストの購入

講習会は、家畜人工授精師講習会テキスト（家畜人工授精編）を用いて講習を行うため、受講生はテキストを準備するものとする（共同購入）。

(5) 飼養衛生管理基準の順守

講習会では、茨城県畜産センター及び茨城県畜産センター肉用牛研究所の衛生管理区域で実習を行うことから、受講にあたっては、開催前 1 週間以内の海外渡航及び当日、他の農場等の畜産関係施設への立ち入りは行わないこと。やむを得ず当日畜産関係施設へ立ち入った場合は、受講前にならずシャワー等で清潔にし、着替えてから来所すること。

また、実習の際は担当者の指示に従い、指示のあった場所以外へは立ち入らないこと。

(6) 実習時の服装等

実習の受講に際しては、洗濯済みの清潔な衣服を着用し、爪を短く切って臨むこと。

また、未使用の長靴を各自準備すること（畜産センター及び肉牛研究所で各 1 足ずつ、計 2 足）。

9 修業試験の実施

修業試験の合格基準は、100 点満点で全科目（実習を含む）平均 60 点以上（50 点未満の科目が 2 科目以上ある場合、又は 40 点以下の科目がある場合を除く）とする。

10 合格証明書の交付

修業試験に合格した者には、合格証明書を交付する。

11 補則

講習会は、家畜改良増殖法、同法施行令、同法施行規則および本要領に定めるもののほか、本講習会の開催に必要な事項は、知事が定める。

付 則

この要領は、令和7年6月3日から施行する。